主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴四一九条 ノニに定められている抗告のみが右の場合に当る。ところが、本件抗告理由は、憲 法一三条違反をいうが、如何なる理由によるか具体的に示していないから違憲の主 張として適法のものとは認められない(昭和二八年一一月一一日大法廷判決民集七 巻一一号一一九四頁参照)し、不服理由のその余の部分は原決定の事実誤認ないし 手続違背の主張にとどまり、民訴四一九条の二所定の場合に当らないと認められる から、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用は抗告人の負担とすべきものとし、 主文のとおり決定する。

## 昭和三四年六月一七日

## 最高裁判所第二小法廷

裁判	長裁判官	小	谷	勝	重
	裁判官	藤	田	八	郎
	裁判官	池	田		克
	裁判官	河	村	大	助
	裁判官	奥	野	健	